

大阪国税局東淀川税務署における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

- 4月11日（土）、東淀川税務署の職員（男性・五十代）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

【当該職員の従事状況】

- 当該職員は、主に税務署内部での事務処理に従事するほか、確定申告会場（梅田スカイビル※）においては、必ずマスクを着用し、納税者の受付や誘導を行ってまいりました。

※ 4月7日（火）までは、大阪福島、西、浪速、西淀川、東成、東淀川、北、大淀、東、南の10署の合同確定申告会場として開設。その後、4月8日（水）以降は、東淀川税務署に確定申告会場を開設。

- なお、当該職員の過去2週間における確定申告会場での勤務状況は以下のとおりです。

3月31日（火）、4月2日（木）、3日（金）、6日（月）（計4日間）

- 4月7日（火）以降は、自宅療養のため税務署での勤務はありません。

【東淀川税務署等における対応】

- 東淀川税務署等においては、毎日、確定申告会場及び総合窓口の消毒・清掃を実施しております。
- また、保健所から濃厚接触者に該当する職員はいないとの連絡を受けておりますが、念のため、当該職員と接触のあった職員（東淀川税務署、西淀川税務署、大阪福島税務署の職員）に対し、自宅待機を指示するとともに、東淀川税務署、西淀川税務署、大阪福島税務署を改めて広範に消毒・清掃しました。
- 現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事していません。
- なお、保健所とも相談の上、各確定申告会場での申告相談及び総合窓口業務については、4月13日（月）以降も通常通り行うこととしています。

【お知らせ】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）

以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

- なお、スマートフォン等による e-Tax など、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページにおいて広く周知・広報を行っております。